

第四次環境基本計画の第 4 回点検（平成 28 年）の進め方について

<基本的考え方>

第四次環境基本計画においては、毎年、同計画に基づく施策の進捗状況等の点検を行うこととしており、これを受けて、平成25年、平成26年の2年間をかけて計画に掲げる全ての重点分野等について点検を行った。

こうした経緯を踏まえて、平成27年、平成28年の2年間で、その後の施策の進捗状況、前回点検において中央環境審議会の指摘した事項の進捗状況を含めて全ての重点分野等について再度の点検を行うこととし、具体的には、関係府省が平成25年及び平成26年の点検の結果を踏まえた取組を実施しているかどうかについての的確に点検を行う観点から、原則として、平成27年は平成25年の点検と同様の重点検討項目、平成28年は平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととしたところ（平成26年11月26日第78回総合政策部会了承）。

これを受けて、平成27年の点検は平成25年の点検と同様の重点検討項目について点検を行ったところであり、平成28年の点検においても平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととする。

また、同計画においては、計画策定後5年間が経過した時点（平成29年）を目途に計画の見直しを行うこととされており、第4回（平成28年）の点検は、同計画の最後の点検となる。このため、今回の点検において施策の進捗状況等を確認するとともに、中央環境審議会が指摘する事項が、各分野における諸課題等の改善のみならず次期計画の策定に資するものとなるよう、これまでの点検結果を踏まえつつ、総合的な見地から今後の課題等の記述を行うものとする。

1. 今後の予定

○ 第4回点検（平成28年）の予定は以下のとおり。

(1) 点検方法等の審議

【平成27年11月】

○ 第82回総合政策部会（11月20日）

- ・ 点検方法の審議・決定
- ・ 事象横断的な重点分野*及び「汚染回復等」の重点検討項目の審議・決定

※ 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

(2) 関係府省の自主的点検等

【平成27年12月～平成28年 2 月】

- 地方公共団体アンケート調査等

【平成28年 4 月～ 】

- 関係府省の自主的点検

(3) 中央環境審議会による点検

【平成28年 4 月頃～ 7 月頃】

- 第83・84回総合政策部会（事象横断的な重点分野、「汚染回復等」）
 - ・ 関係府省ヒアリング等を通じた点検（地方ブロック別ヒアリング等を含む）
- 各重点分野の関連部会（地球環境、自然環境、循環型社会、環境保健）

【平成28年 7 月頃～11月頃】

- 第85・86回総合政策部会
 - ・ 各重点分野の関連部会での点検結果報告
 - ・ 点検対象分野全般を鳥瞰する記述、事象横断的な重点分野、「汚染回復等」を含む点検報告書（案）の審議（パブリック・コメントに付す案の決定）
- 第87回総合政策部会
 - ・ パブリック・コメントの結果等を踏まえた点検報告書の審議
- 中央環境審議会
 - ・ 点検報告書の閣議報告

【平成29年～】

- 点検報告書の年次報告への反映等
 - ・ 点検報告書の年次報告への反映
 - ・ 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

2. 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 第 4 回点検（平成28年）における重点点検分野は以下のとおりとする。
（事象横断的な重点分野）
 - ・ 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
 - ・ 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
 - ・ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進（事象面で分けた重点分野）
 - ・ 地球温暖化に関する取組
 - ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
 - ・ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
 - ・ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組
- 上記に加え「放射性物質による環境汚染からの回復等」についても点検を行う。

(今後の予定)

【総合政策部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等	H25	H26	H27	H28
●経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進				
経済・社会のグリーン化				
商品・サービスに係る環境に関する情報の共有、コミュニケーションの促進				
環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることを促すために、商品・サービスについての環境情報や事業者の環境配慮の取組に関する情報が一層的確に提供される仕組みづくり		○		○
環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)の提示・活用	○		○	
環境に配慮した選択を行う消費行動の推進		○		○
事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示(ISO14001、環境報告書等)	○		○	
環境ビジネスの振興・環境金融の拡大	○		○	
環境の視点からの経済的インセンティブの付与		○		○
国際市場を視野に入れた取組(環境ラベリングの基準の調和、グリーン購入の団体ネットワーク等)		○		○
グリーン・イノベーションの推進				
重点的に推進すべき環境研究・技術開発	○		○	
環境研究・技術開発の効果的な推進方策	○		○	
●国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進				
「グリーン経済」を念頭においた国際協力	○		○	
重点地域における取組		○		○
地球規模での環境保全への取組	○		○	
民間資金や多国間資金の積極的活用		○		○
国際的な枠組みづくりにおける主導的役割	○		○	
●持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進				
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり				
国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進		○		○
持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流の促進	○		○	
環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化	○		○	
環境等の情報、影響の把握と政策、事業への反映				
環境に関する統計情報の充実(注1)		○		○
環境政策に関する情報提供の充実(注1)		○		○
より上位の戦略的環境アセスメントの検討		○		○
環境影響評価制度の着実な運用		○		○
●東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項	○		○	
●放射性物質による環境汚染からの回復等		○		○

注1: 環境情報専門委員会において、環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査として実施する。

注2: 時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

【他部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等	H25	H26	H27	H28
●地球温暖化に関する取組		○		○
●生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○
●物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
●水環境保全に関する取組	○		○	
●大気環境保全に関する取組	○		○	
●包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○

注: 個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

3. 重点検討項目

- 第 4 回点検（平成28年）の「事象横断的な重点分野」（横断分野）及び「汚染回復等」の重点検討項目は資料 4 のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」（個別分野）の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

（重点検討項目の選定の際の留意事項）

- 横断分野及び「汚染回復等」の重点検討項目については、総合政策部会において審議・決定し、個別分野の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。
- 深掘した分析が可能となるよう、横断分野の重点検討項目については、各分野 2 項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 報告を求める府省等をあらかじめ特定する。
- より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

4. 地方ブロック別ヒアリング

- 第 4 回点検（平成28年）においては、東北、関西、中国ブロックにおいて、重点検討項目の内容にも配慮しつつ、ヒアリングを行う。

（今後の予定）

ブロック	H25	H26	H27	H28
北海道	○			
東北		○		○
関東	○		○	
中部	○		○	
関西		○		○
中国				○
四国			○	
九州		○		